

寒河江市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、寒河江市建設工事検査規程(以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、建設工事成績評定(以下「評定」という。)に関する事項を定めることにより、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の請負金額が100万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、中間検査については、これを省略することができるものとする。

(評定者)

第3条 評定者は、規程第4条に定める検査員(以下「検査員」という。)及び寒河江市建設工事請負契約約款第10条に定める監督職員(以下「監督職員」という。)とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、建設工事ごとに独立して行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、別表工事成績採点の考査項目別運用表によるものとする。その際、a. d. e の評定について、2つ以上の事項に該当する場合は下位の評定とするものとする。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行い、適確かつ公正に行うものとする。ただし、1件の工事について2人以上の検査員が検査を行う場合においては、協議のうえ評定を行うものとする。
- 4 前項に規定する評定を行う場合、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。
- 5 検査時に確認が出来ず、引き渡し後、瑕疵担保期間中に事故等により瑕疵が判明した場合は、評定の修正を行うことができる。

(評定表の作成等)

第5条 監督職員は、当該工事の検査の日までに所属長の決裁を得て評定を完了し、監督職員工事成績評定表(別記様式第1号)を検査員に提出するものとする。

- 2 検査員は、前項の規定による監督職員の評点に自己の評点を加えた総評点を算定し、規程第8条に規定する検査復命書の工事成績評定表を作成するものとする。
- 3 規程第8条の規定による建設工事検査復命書の工事成績評定表によるものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

閱				覧				

監督職員工事成績評定表

下記のとおり提出します。

年 月 日

工事監督職員

職 氏 名

検査員

様

記

工 事 名						工事
工 事 箇 所	寒河江市					地内
請 負 者			現場代理人氏名			
契 約 締 結 の 日	年	月	日	主任技術者氏名		
着 工 の 日	年	月	日	完 成 期 限	年	月 日
出来形又は完成の日	年	月	日	検 査 実 施 の 日	年	月 日
	当 初	変 更			当 初	変 更
(A)設 計 金 額				(B)設計出来形金額		
(C)出来形比率 B/A				請負出来形金額		
(D)請 負 金 額				D × C		

工 事 成 績 評 定 表

評 定 項 目	細 別	a	b	c	d	e	項目別計	備 考
1. 施工体制 ①	(1)施工体制一般	5	4	3	2	1	点	
	(2)現場代理人	3	2.5	2	1.5	1		
	(3)主任(監理)技術者	3	2.5	2	1.5	1		
2. 施工状況 ②	(1)施工状況一般	5	4	3	2	1	点	
	(2)工程管理	6	5	4	3	2		
	(3)安全管理	8	7	6	5	4		
	(4)対外関係	8	7	6	5	4		
評定点合計 ① + ②							点	

所見 (必ず記載するものとする。)

工事成績採点の考査項目別運用表（監督職員）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	施工体制 一般	・施工体制又は施工監 理体制が万全であ り適材適所に人員 が配置され責任と 権限が明確化され ているなど体制の 確立に優れている。	・ a に至 らない が a に 近い場 合	・ 他の事 項に該 当しな い場合	・ 施工計画書、施工体制台帳又 は施工体系図に不備があっ た。若しくは現場の施工体制 と不一致であったため、監督 職員から文書により改善指示 を行った。 ・ 施工体制又は施工管理体制が 不十分であるため、文書によ り改善指示を行った。 ・ 宿舍環境等の使用人等に関す る労働条件に問題があった。	・ 入札前に申請した配置予定技術者を正 当な理由なしに配置しなかった。 ・ 入札前に申請した工事实績等が虚偽で あった事実が判明した。 ・ 建設業法に違反する一括下請けに該当 する事実が判明した。 ・ 監督職員から文書による改善指示に従 わない。 ・ 入国管理法に違反する外国人の不法就 労者が判明し、送検された。 ・ 承諾なしに権利義務等の第三者譲渡 又は継承を行った。 ・ その他契約図書に基づく施工上の義務 を怠ったことにより、発注者に損害を 与えた。 ・ 労働基準法等に違反する使用人等の管 理に関する事実が判明し、送検等され た。
	現場代理 人の運 営・取り 締まり	・現場代理人の職務の 執行に関して創意 工夫又は提案が多 く、工事現場の運 営、取締りが万全で ある。	・ a に至 らない が a に 近い場 合	・ 他の事 項に該 当しな い場合	・ 現場代理人の職務の執行につ き著しく不適當であり、約款 第 13 条に基づく措置請求を 行った。 ・ 現場代理人が工事現場に常駐 していないため、文書により 改善指示を行った。	・ 約款第 13 条に基づく措置請求に従わ ない。 ・ 現場代理人が工事現場に常駐してい ないため、文書により改善指示を行っ たがこれに従わない。
	主任(監 理)技術 者の技術 力	・施工又は監理に関し て技術的判断が優 れており、創意工夫 をもって現場の進 捗に努めた。	・ a に至 らない が a に 近い場 合	・ 他の事 項に該 当しな い場合	・ 主任(監理)技術者が工事の施 工又は管理につき著しく不適 当と認め、約款第 13 条に基 づく措置請求を行った。 ・ 建設業法で義務付けされてい る主任(監理)技術者等が専任 していないため文書による改 善指導を行った。	・ 約款第 13 条に基づく措置請求に従わ ない。 ・ 主任(監理)技術者等の専任について文 書により改善指示を行っただがこれに 従わない。

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
2 施工状況	施工状況 一般	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。 ・日常の品質管理及び出来形管理が非常に優れており、品質証明体制も確立されて十分に機能している。 ・見本又は工事記録写真等の設備が万全であり、かつ、これが社内品質管理に十分生かされている。 ・現場でのイメージアップに積極的に取り組み、かつ、その対応に独自の工夫が見られ他の模範となる。 	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書不適合につき改造請求を行った。 ・工事材料の検査義務、監督職員との立会い確認、工事記録の整備等を怠り、破壊検査を行った。 ・見本又は工事記録写真等の設備に不備があり、監督職員から文書による指示を行った。 ・工事の施工にあたり設計図書の照査が不十分であったために、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。 ・工事の施工又は管理に主体性がなかった。 ・その他契約図書に基づき施工上の義務につき、監督職員から文書による指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。 ・監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。 ・正当な理由がなく契約を履行しなかった。 ・正当な理由がなく約款第 18 条に基づき改善請求又は破壊検査に従わない。 ・施工上の理由により約款第 49 条第 1 項第 1 号から第 4 号までにに基づく契約の解除を行った。
	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な工程管理のもと契約工期内に余裕を持って工事を完成させ各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等円滑な工事進捗に努めた。 ・条件変更又は地元調整などにより工期延長をすべき理由があったにもかかわらず契約工期内に工事を完成させた。 	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・請負者の責により工期を延長し遅延日数に応じた損害金の支払いが生じた。 ・自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期的理由により、約款第 50 条第 1 項に基づく契約の解除を行った。

考查項目	細 別	a	b	c	d	e
	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取組が非常に優れており、かつ、十分に機能していた。 ・臨機の措置が適切であり、災害等による損害を未然に防止した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ a に至らないが a に近い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事項に該当しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当官から書面で警告又は注意の喚起があった。 ・ 安全に関する現場管理又は防災対策が不適切であり、監督職員から書面により指示を行った。 ・ 臨機の措置が不適切 又は監督職員の指示に従わないため、災害等による損害を受けた。 ・ 過積載による違法運行があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。 ・ 安全管理の措置が不適切であったために死亡若しくは負傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。
	対外関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対外調整に関して、自ら積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。 ・ 適切な周辺環境対策の実施により終始円滑な工事の進捗が図られた。 ・ 自ら積極的に関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ a に至らないが a に近い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事項に該当しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境対策への努力(配慮)が極めて悪く、第三者から苦情が多発した。 ・ 関係法令に違反するおそれがあるため、監督職員から文書により指示を行った。 ・ 関連工事の調整に非協力的であり、監督職員から文書により指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。 ・ 関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。

別 表

工事成績採点の審査項目別運用表（検査員）

審査項目	細 別	a	b	c	d	e
1 施工状況	施工状況一般	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。 ・日常の品質管理及び出来形管理が非常に優れており、品質証明体制も確立されて十分に機能している。 ・見本又は工事記録写真等の設備が万全であり、かつ、これが社内品質管理に十分生かされている。 ・現場でのイメージアップに積極的に取り組み、かつ、その対応に独自の工夫が見られ他の模範となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ a に至らないが a に近い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事項に該当しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書不適合につき改造請求を行った。 ・ 工事材料の検査義務、監督職員の立会い確認、工事記録の整備等を怠り、破壊検査を行った。 ・ 見本又は工事記録写真等の設備に不備があり、監督職員から文書による指示を行った。 ・ 工事の施工にあたり設計図書の照査が不十分であったために、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。 ・ 工事の施工又は管理に主体性がなかった。 ・ その他契約図書に基づき施工上の義務につき、監督職員から文書による指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。 ・ 監督又は検査の実施にあたり職務の執行を妨げた。 ・ 正当な理由がなく契約を履行しなかった。 ・ 正当な理由がなく約款第 18 条に基づき改善請求又は破壊検査に従わない。 ・ 施工上の理由により約款第 49 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに基づく契約の解除を行った。
2 出来形及び品質	出来形	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来形が規格値を満足しておりばらつきが少ない。また出来形管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ a に至らないが a に近い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事項に該当しない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通仕様書第 1 編 1-1-2 2 に基づき、検査職員による補修指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約款第 33 条第 2 項に基づく不合格通知に該当するもの。 ・ 引き渡し後、瑕疵担保期間中に、事故等により瑕疵が判明した。
	品質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、品質管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。 				

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
3 出来栄	・道路改良工事	・土木関係の仕上げが特に良く、コンクリート構造物できめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りがよく、切土、盛土構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	・ 土木関係の仕上げが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。	・ d に至らないもの
	・ 河川工事(ダム等の大型構造物を除く)	・ 土木関係の仕上げが特に良く、コンクリート構造物できめ細やかな施工がうかがえ、土工、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	・ 土木関係の仕上げが悪く、コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目等の見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。	
	・ コンクリート構造物工事(PC、トンネル工事を含む。)	・ コンクリート構造物の肌が特に良く、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等がきめ細かく施工され、全体的な美観が特に良い。	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	・ コンクリート構造物の肌が悪く、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等も悪く、クラックが多く、漏水がある等全体的な美観が特に悪い。	
	・ 法面工事	・ コンクリート構造物できめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、植生も均一で全体的な美観が特に良い。	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	・ コンクリート構造物の肌、通り、施工継ぎ目の見栄えが悪く、植生の状態も悪く、全体的な美観が特に悪い。	
	・ 舗装工事	・ 雨水処理や構造物へのすりつけ等がきめ細かく施工され、構造物の通りが良く、舗装の平坦性も良く、全体的な美観が特に良い。	・ a に至らないが a に近い場合	・ 他の事項に該当しない場合	・ 雨水処理や構造物へのすりつけ等が悪く、構造物の通り、端部処理に難があり、舗装の均一性、平坦性が悪く、全体的な美観が特に悪い。	

考查項目	工 種	a	b	c	d	e
	・鋼橋工事	・桁、部材の出来栄が特に良く、製作過程で創意工夫が見られ、溶接、塗装に均一性があり、全体的な美観が特に良い。	・aに至らないがaに近い場合	・他の事項に該当しない場合	・部材表面に傷、錆があり、表面に補修箇所が多く、溶接部に難があり、塗装の均一性に欠け全体的な美観が特に悪い。	・dに至らないもの
	・維持修繕工事	・小構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がなされ、既設構造物とのすりつけが良く、全体的な美観が特に良い。	・aに至らないがaに近い場合	・他の事項に該当しない場合	・小構造物の出来栄が悪く、既設構造物とのすりつけも悪く、全体的な美観が特に悪い。	
	・機械設備工事	・主設備、関連機械設備、制御設備のバランスがとれたシステムで総合的な運転性能が良く、溶接、塗装、組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が特に良い。	・aに至らないがaに近い場合	・他の事項に該当しない場合	・システムのバランス、運転性能が悪く、製作上の補修痕跡が多く、溶接、塗装、組立に均一性がなく、公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が特に悪い。	
	・電気設備工事	・構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がうかがえ、品質、性能及び設備構造物のすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が特に良い。	・aに至らないがaに近い場合	・他の事項に該当しない場合	・構造物へのすりつけ等が悪く、品質、性能にむらがあり、全体的な機能が十分発揮しておらず、見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。	
	・通信設備工事 ・受変電設備工事	・主設備、関連機器設備等のバランスの取れたシステムで、総合的にきめ細かく施工がなられ、施工過程で創意工夫がうかがえ、品質、性能及び構造物とのすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に良い。	・aに至らないがaに近い場合	・他の事項に該当しない場合	・システムのバランス、品質性能及び構造物とのすりつけが悪く、公共物としての安全、環境、維持、管理への配慮が特に悪い。	
	・水道工事 ・下水道工事	・構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がうかがえ、品質、性能及び構造物のすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が特に良い。	・aに至らないがaに近い場合	・他の事項に該当しない場合	・構造物へのすりつけ等が悪く、品質、性能にむらがあり、全体的な機能が十分発揮しておらず、見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。	

- 注) 1) この表にない工種については、当該工事の特性により適切な評価項目を追加して評価することができる。
- 2) 複数工種に及ぶ場合は、原則として主たる工種で評価するものとする。